

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり提案書の提出を招請します。

令和8年5月22日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 奥田 晃久

1. 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

国営讃岐まんのう公園特定運営事業 1式

(2) 調達等件名の特質等 国営讃岐まんのう公園特定運営事業募集要項

(以下「募集要項」という。)による。

(3) 契約期間 契約締結日から令和30年3月31日まで

(4) 履行場所 香川県仲多度郡まんのう町 国営讃岐まんのう公園

(5) 優先交渉権者選定方法

本業務の優先交渉権者選定方法にあたっては、公募型プロポーザル方式をもって行うので、第二次審査資料提出資格に必要とされる資格を確認するための書類を添付した書類(以下「第一次審査書類」という。)、第二次審査のための本事業実施の具体的な方法及び要求水準の確保の方法等に関する書類(以下「第二次審査書類」という。)を提出すること。

2. 競争参加資格

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、応募企業又はコンソーシアムとする。
- ② 応募者は、応募企業又はコンソーシアム構成員の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにあっては代表企業を定めるとともに、コンソーシアム構成員は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員は、運営権者に出資して本議決権株式のすべての割当てを受けるものとする。なお、応募者が、株式会社以外の形態でのSPCの設立、間接的なSPC株式の保有等を希望するときは、第一次審査書類においてSPCの出資形態及び

応募者とSPCとの間の資本関係を具体的に示すこととし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて四国地方整備局と協議した上で、四国地方整備局が認める形態でSPCを設立することができる。また、応募者が、SPCを設立せずに、応募企業又は代表企業が運営権者となることを希望するときも、第一次審査書類において、当該企業からの倒産隔離措置や財務状況報告の方法等を具体的に示すこととし、第一次審査を通過後に、競争的対話を通じて四国地方整備局と協議した上で、四国地方整備局が認める形態で実施契約を締結することができる。

⑤ 第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局と協議するものとし、四国地方整備局がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合、又は応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合（応募企業又はコンソーシアム構成員が新たに第三者に支配された場合を含む。）は、四国地方整備局に速やかに通知しなければならない。

⑥ 応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

⑤ 第一次審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の決定までの期間に、国土交通省四国地方整備局長から指名停止を受けていない者であること。

⑥ 以下の公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連の

ある者でないこと。

(i) PwCアドバイザリー合同会社

(ii) 中央コンサルタンツ株式会社

(iii) PwC弁護士法人

⑦ 選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

⑧ 選定委員会の委員が属する法人（企業を除く。）、当該法人が総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に株券が上場されている株式会社はこの限りでない。

⑨ 上記⑥から⑧までに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

なお、「資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とは、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合をいう。

(i) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ii) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員であ

る取締役

- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (iii) その他の選定の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員である場合その他上記(i)又は(ii)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (3) 応募企業又は代表企業に求められる要件
- ① 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当すること。
 - （ア）平成24年度以降に都市公園の管理又は運営の実績を有していること。
 - （イ）平成24年度以降にレクリエーション施設 又は観光・商業施設の管理又は運営の実績を有していること。
 - （ウ）PFI法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業の実績を有していること。

3. 審査書類等の提出場所等

- (1) 審査書類等の提出場所及び当該応募に関する問い合わせ先

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号

四国地方整備局 総務部 契約課 契約係

電話 087-851-8061 内線 2526

(2) 募集要項等の交付開始時期及び方法

令和8年5月22日(金)。国土交通省四国地方整備局ホームページ (<https://www.skr.mlit.go.jp>) にて交付する。

(3) 第一次審査資料の提出期限及び提出方法

令和8年5月25日(月) から令和8年6月19日(金) までの閉庁日を除く、9時00分から17時00分まで。ただし、受付締切日は16:00までとする。提出場所は上記3(1)に同じ。なお、電子メールにより提出すること。

(4) 第二次審査提出書類の提出期限及び提出方法

令和8年7月17日(金) から令和8年9月18日(金) までの閉庁日を除く、9時00分から17時00分まで。ただし、受付締切日は16:00までとする。提出場所は上記3(1)に同じ。なお、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

(5) 選定結果の公表

令和8年11月頃。国土交通省四国地方整備局ホームページ (<https://www.skr.mlit.go.jp>) にて公表する。

4. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 手続における交渉の有無 有

(4) 契約書作成の要否 要

(5) プレゼンテーションの有無 有

第二審査の過程において、第二次審査応募者は、選定委員会の委員に対するプレゼンテーションを行い、提案内容を説明するものとする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口上記3(1)に同じ。

(7) 優先交渉権者の決定方法

第二次審査応募者のうち、第二次審査の評価点が最も高い応募者を優先交渉権者とする。

ただし、優先交渉権者となった者との交渉において、当該契約の内容に適合した履行がなさ

れないおそれがあり、契約が著しく不適當であると認められるときは、当該優先交渉権者を除き第二次審査の評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定することがある。

(8) 国土交通省競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(3)に掲げる国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の認定を受けていない者も、上記3.(3)により、第一次審査書類を提出することができるが、第二次審査に応募するためには、第二次審査書類の提出時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は募集要項による。